

告 示

埼玉県告示第千百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO富士見針ヶ谷店

埼玉県富士見市大字針ヶ谷四百六十一―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策への配慮

近隣に児童福祉施設（針ヶ谷保育園・保育ルーム針ヶ谷）があるため、交通安全対策等の配慮をお願いしたい。

(2) まちづくりへの協力

ア 周辺公共施設や地域との連携によるイベント等の企画、参加、協力

イ 行政、地域と一体となったまちづくり及び施設の運営

ウ 富士見ふるさと祭りや町会等が行う地域の祭りなどへの協力

(3) 施設の提供

地域や教育関連施設等（保育所、幼稚園、学校等）の催し物や学習の場として

(4) 市内産業の振興

ア 「富士見市産業振興条例」「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づく商工会等への加入努力及び連携・協力による市内産業振興施策への取り組み

イ 退店、撤退時における早期の情報提供

ウ 市内事業所との連携（各店舗の裁量で対応可能な店舗内の清掃や警備、広告印刷や使用する事務用品購入などの取引の推進）

(5) その他地域貢献全般

市内での雇用促進

二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和五年十一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター